

公安委員会 説明資料No. 1	民法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係 内閣府令の整備案等について	平成24年3月8日 生活安全企画 少年犯罪対策 情報技術犯罪 刑事企画 日課課課課課
--------------------	--	---

1 趣旨

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行に伴い、これまで自然人かつ単独の者に限られていた未成年者の後見人について法人又は複数の者を選任できるようになることから、これらに合わせて所要の規定の整備等を行うもの。

なお、風営適正化法、古物営業法、質屋営業法、警備業法等については、民法等の一部を改正する法律により、既に所要の規定の整備が行われている。

2 改正内容

(1) 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（別添1）

以下の内閣府令について、添付書類に関する規定の整備等を行う。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令
- ・ 質屋営業法施行規則
- ・ 警備業法施行規則
- ・ 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則

(2) 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則案（別添2）

以下の国家公安委員会規則について、添付書類に関する規定の整備等を行う。

- ・ 少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則
- ・ 古物営業法施行規則
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則
- ・ 犯罪捜査規範
- ・ 行方不明者発見活動に関する規則

3 意見公募手続の実施結果

平成24年1月27日から2月25日まで実施した意見公募手続において、1件の意見が寄せられた（別添3）。

4 施行期日

民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年4月1日）

5 その他

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令についても同様の改正を実施。

（※ 別添省略）

1 概要

原子力安全行政関係組織の再編を行うとともに原子力の安全に係る規制について見直しを行うこと等を内容とする原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案（以下「改正法」という。）が平成24年1月31日に閣議決定され、現在国会審議中のところ、改正法の一部は平成24年4月1日に施行予定であり、当該一部施行（以下単に「一部施行」という。）により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）等が改正されることから、これに伴い警察庁所管の内閣府令及び国家公安委員会規則等に所要の改正を行う必要が生じるもの。

2 改正の内容

(1) 内閣府令の改正

一部施行により、環境省に原子力規制庁が設置され、同庁が原子力安全規制行政を一元的に担うこととなるとともに、文部科学大臣、経済産業大臣等が分掌することとされている炉規制法上の各種権限が原則として環境大臣に集約されることとなるため、これに伴い、炉規制法の下位法令である

○ 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令について所要の改正を行うもの。

(2) 国家公安委員会規則の改正

一部施行により、炉規制法第53条第2号が削除され、同条第3号が同条第2号となることに伴い、これを引用する

○ 警備員等の検定等に関する規則について所要の改正を行うもの。

(3) その他の改正

一部施行により、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第4条第94号が削除され、同条第128号が同条第127号となることに伴い、これを引用する

○ 農工商等連携事業計画の認定等に関する命令

○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則について所要の改正を行うもの（共同所管）。

3 今後の予定

公布：3月下旬

施行：4月1日

公安委員会

説明資料No. 3

交通の方法に関する教則の一部を
改正する国家公安委員会告示案に
ついて

平成24年3月8日

交通企画課

1 改正の趣旨

平成23年12月27日、中央防災会議において防災基本計画の修正が行われ、津波発生時の避難について、「徒歩によることを原則とする」としつつ、

「・各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。」

との記述が盛り込まれたことを踏まえ、交通の方法に関する教則における災害発生時の車の運転者のとるべき措置に関する記述について、改正を行うもの。

2 改正の概要

- 車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき等には、「津波から避難をするためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと」とする。
- 車を運転中に大地震が発生した場合に、引き続き車を運転するときや、車を運転中以外の場合に、津波から避難するためやむを得ず車を使用するときは、「道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること」とする。

3 公布予定

平成24年3月下旬

第1 経緯

平成23年12月27日の「防災基本計画」の修正を踏まえ、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」について所要の修正を行うもの

第2 修正の概要

これまで震災対策編の一部とされていた「津波災害対策」を独立させるとともに、避難誘導を始めとする警察措置を具体的に記述し、対策を体系化

1 警察災害派遣隊の運用

警察庁は、大規模災害発生時等に、直ちに広域的に派遣し、災害警察活動に当たる即応部隊及び当該災害への対応が長期にわたり必要となる場合に派遣する一般部隊により構成される警察災害派遣隊の運用について定める旨明記（4頁）

2 迅速な避難誘導のための事前対策

迅速な避難誘導のための事前対策として、下記について明記

- (1) 危険箇所や災害時要援護者に関する実態把握（33頁）
- (2) 避難場所の選定、避難路の複数指定（33頁）
- (3) 避難のためやむを得ず車両を使用する場合における留意事項の周知徹底（33頁）
- (4) 災害時要援護者に係る避難誘導體制の整備（33頁）
- (5) 警察職員の安全を確保しつつ的確な避難誘導を行うための活動要領の策定（34頁）

3 その他の事前対策

その他の事前対策として、下記について明記

- (1) 招集出動体制の確立、教養訓練の実施（34頁）
- (2) 交通管制施設・交通管理体制の整備（34頁）
- (3) 災害用装備資機材の整備（34頁）

4 津波災害発生時の対策

津波災害発生時の対策として、下記について明記

- (1) 津波警報・注意報等の伝達（35頁）
- (2) 被災者の避難誘導、救出救助（35頁）
- (3) 身元確認、行方不明者の相談活動（35頁）
- (4) 社会秩序の維持（36頁）

5 その他

復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める旨明記（30頁）

第3 今後の予定

「防災基本計画」については、今後、原子力災害を含め、更に3回の修正が予定されており、それぞれに応じて本業務計画の修正を行う予定

公安委員会

説明資料No. 5

警察庁長官に対する開示請求の決定について

(行政機関個人情報保護法関係)

平成24年3月8日

総務課

(略)

公安委員会 説明資料No. 6	平成23年度犯罪被害者支援推進状況及び 平成24年度警察庁犯罪被害者支援推進計画の 策定について	平成24年3月8日 給与厚生課
---------------------------	--	--------------------

警察庁では、平成9年以降、犯罪被害者支援施策を網羅的に取りまとめた推進計画を毎年度策定し、各種施策を推進しているところであるが、23年度における推進状況等を踏まえ、24年度における犯罪被害者支援推進計画を策定するものである。

1 23年度犯罪被害者支援の主な推進状況

- ① 性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証の実施（給与厚生課）
- ② 暴力団等から危害を受けるおそれがある者に対する保護対策の徹底を図るため、保護対策実施要綱を制定（暴力団対策課）
- ③ 交通事故事件に係る外国人被害者への適切な情報提供を行うため、「外国語版被害者の手引」モデル案の作成（交通指導課・交通企画課）
- ④ 東日本大震災における適切な遺族支援の実施（捜査第一課）
- ⑤ 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び「命の大切さを学ぶ教室作文コンクール」の開催（給与厚生課）

2 24年度警察庁犯罪被害者支援推進計画

(1) 新たに取り組む施策

- ① 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - ・ 都道府県警察の取扱い事案に対するカウンセリング専門職員による指導・助言の実施（給与厚生課） P 3
- ② 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組
 - ・ 高校生、大学生等を対象とした性犯罪被害者支援に関する講演等の実施（給与厚生課） P 8

(2) 主な施策

- ① 損害回復・経済的支援への取組
 - ・ 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺など、犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進（刑事企画課、捜査第二課・生活経済対策管理官・関係各課） P 1
 - ・ 自動車、自動二輪車、原動機付自転車及びカーナビゲーションの盗品等に関する情報の盗品売買等防止団体への提供（生活安全企画課） P 1
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - ・ 身辺警戒体制の充実等による保護対策の強化（暴力団対策課） P 3

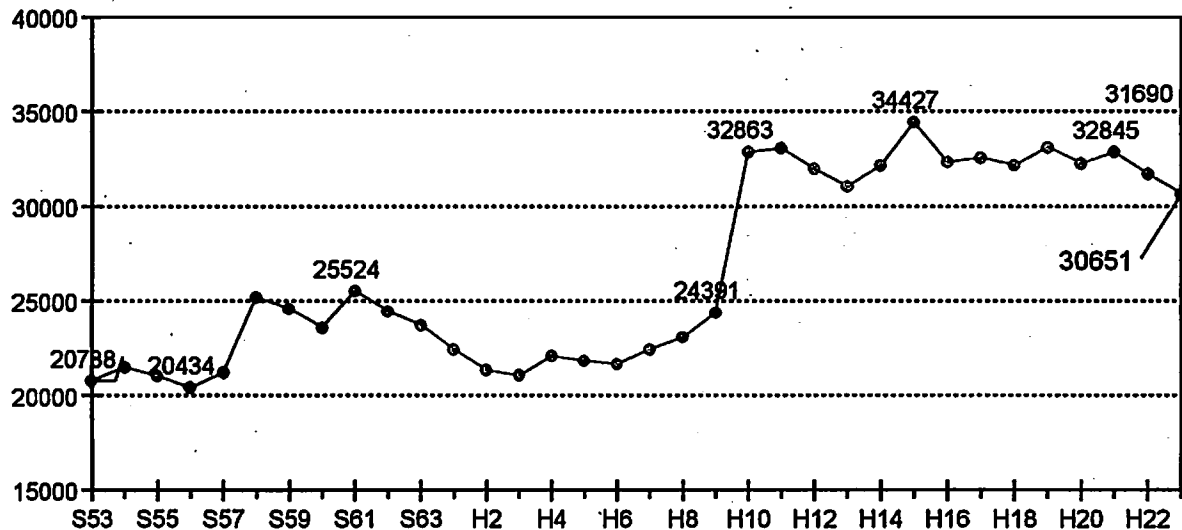
<ul style="list-style-type: none"> 学校教養、各種研修会等における犯罪被害者、支援者等の生の声を活用するなどした犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等の犯罪被害者支援に関する教養の実施（人事課・給与厚生課・関係各課） 	P 4
<p>③ 刑事手続への関与拡充への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「被害者の手引」の配布・適切な説明の実施（関係各課） 犯罪被害者の要望を踏まえた被害者連絡の実施（刑事企画課・交通指導課・関係各課） 	P 5 P 5
<p>④ 支援等のための体制整備への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察における相談体制の充実及び関係機関・団体に関する情報提供と確実な引き継ぎ（関係各課） 関係場所が複数の都道府県にわたるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の関係都道府県警察間・関係部門間の情報共有の徹底及び迅速な対応（生活安全企画課） 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の適切な運用（給与厚生課・関係各課） 	P 6 P 7 P7. 8
<p>⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた取組の推進（給与厚生課） 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進（生活安全企画課・捜査第二課） 	P 8 P 9
<p>3 都道府県警察における推進計画の策定</p> <p>各都道府県警察において、警察庁犯罪被害者支援推進計画を踏まえるとともに、23年度における推進状況を点検し、必要に応じて施策の見直しや独自の施策を加え、都道府県の実情に応じた計画を策定することとしている。</p>	

(※ 別紙省略)

平成23年中の自殺者の総数は30,651人で、前年に比べ1,039人(-3.3%)減少した。平成10年に3万人を超え、その後、14年連続して3万人台で推移。

【自殺の状況 4・14・15・20頁】

(人)



1 性別

	総数	男	女
平成23年 (構成比)	30,651 (100.0%)	20,955 (68.4%)	9,696 (31.6%)
平成22年	31,690	22,283	9,407
増減数	-1,039	-1,328	+289
増減率	-3.3%	-6.0%	+3.1%

※男性が自殺者総数の約7割を占めている。

【自殺の状況 4・14・21頁】

2 年齢別

「60歳代」が最も多く、次いで「50歳代」、「40歳代」の順となっている。

【自殺の状況 4・6・8・10・15・16頁】

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	全体
平成23年 (構成比)	622 (2.0%)	3,304 (10.8%)	4,455 (14.5%)	5,053 (16.5%)	5,375 (17.5%)	5,547 (18.1%)	3,685 (12.0%)	2,429 (7.6%)	181 (0.6%)	30,651 (100%)
平成22年	552	3,240	4,596	5,165	5,959	5,908	3,673	2,401	196	31,690
増減数	+70	+64	-141	-112	-584	-361	+12	+28	-15	-1,039
増減率	+12.7%	+2.0%	-3.1%	-2.2%	-9.8%	-6.1%	+0.3%	+1.2%	-7.7%	-3.3%

自殺死亡率(H23)	2.7	23.8	25.4	29.5	33.8	30.2	27.6	28.0	-	24.0
自殺死亡率(H22)	2.4	22.9	25.6	30.9	36.6	32.4	28.4	29.0	-	24.9
前年対比	+0.3	+0.9	-0.2	-1.4	-2.8	-2.2	-0.8	-1.0	-	-0.9

注) 自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数を示す(自殺者数÷人口×100,000人)。

人口は、総務省統計局の人口推計(毎年10月1日現在)の総人口に基づく(平成23年は概算値)。

3 職業別

「無職者」が多く、次いで「被雇用者・勤め人」、「自営業・家族従業者」の順となっている。

【自殺の状況 4・7・8・17頁】

	自営業・ 家族従業者	被雇用者 ・勤め人	無 職		不 詳
			学生・生徒等	無職者	
平成23年 (構成比)	2,689 (8.8%)	8,207 (26.8%)	1,029 (3.4%)	18,074 (59.0%)	652 (2.1%)
平成22年	2,738	8,568	928	18,673	783
増減数	-49	-361	+101	-599	-131
増減率	-1.8%	-4.2%	+10.9%	-3.2%	-16.7%

4 原因・動機別

「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」の順となっている。

【自殺の状況 5・6・7頁】

	総 数	原因・動機 特定者	原因・動機 不特定者
平成23年	30,651	22,581	8,070
平成22年	31,690	23,572	8,118
増減数	-1,039	-991	-48
増減率	-3.3%	-4.2%	-0.6%

注) 自殺の原因・動機については、複数(3つまで)を計上可能としている。

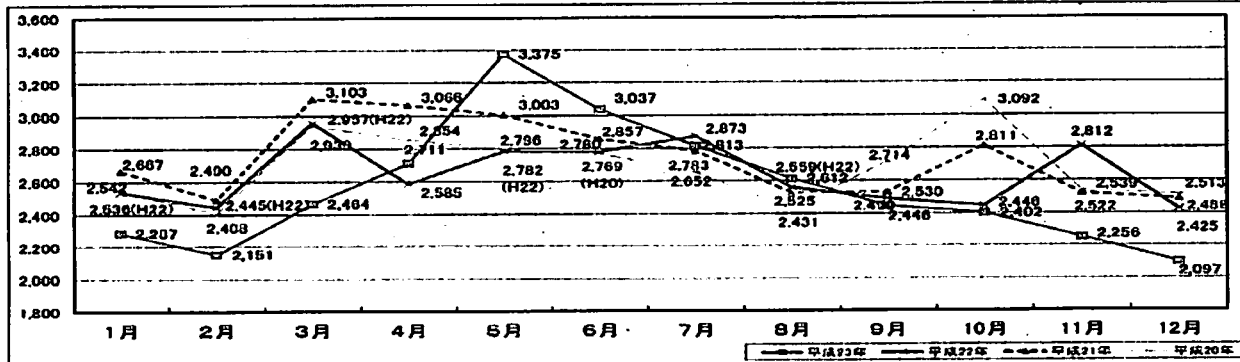
これにより、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(22,581人の和とは一致しない。

	家庭問題	健康問題	経済・ 生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成23年	4,547	14,621	6,406	2,689	1,138	429	1,621
平成22年	4,497	15,802	7,438	2,590	1,103	371	1,533
増減数	+50	-1,181	-1,032	+99	+35	+58	+88
増減率	+1.1%	-7.5%	-13.9%	+3.8%	+3.2%	+15.9%	+5.7%

5 月別自殺者の推移

平成23年は、5月に前年比593人(約21.3%)増と急増したが、4~6月と8月を除き、前年同月の自殺者数を下回った。

【自殺の状況 22~33頁】



6 被災3県の自殺者数

被災3県における自殺者数は前年より減少している。

	岩手	宮城	福島	合計
平成23年	401	483	525	1,409
平成22年	467	620	540	1,627
増減数	-66	-137	-15	-218
増減率	-14.1%	-22.1%	-2.8%	-13.4%

(警察において自殺を防止した事例)

宮城県に派遣されていた警視庁の女性警察官が、被災者の女性(60歳代)に対して親身に話を聞いたところ、後日、女性から別の警察官に対し、「死にたい気持ちでしたが、話を聞いてもらったことで救われました。今私があるのはその女性警察官のおかげです。」との謝意が寄せられた。

○ 東日本大震災に関連する自殺者数

平成23年6月分より、「東日本大震災に関連する自殺者数」について別途集計を行っており、12月までの累計の自殺者数は55人となっている。

	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	全体
平成23年6～12月	1	4	4	4	11	19	7	5	0	55

(原因・動機別)

	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
平成23年6～12月	11	16	16	7	0	0	11	16

※ 複数選択のため、合計しても上記表の全体数とは一致しない。

7 警察における自殺対策のための取組

(1) 相談業務担当職員等への教養の実施等

警察安全相談窓口、少年相談窓口等において自殺に関する相談を受理した場合の対応要領等について教養を実施するほか、相談者の悩みに応じて適切に機関・団体等を紹介できるよう、関係機関・団体等との連携を推進している。

(2) インターネット上の自殺関連情報対策、自殺予告事案への対応

インターネット上で人を自殺に誘引・勧誘している情報を認知した場合には、サイト管理者等へ削除を依頼している。また、インターネット上の自殺予告事案を認知した場合には、プロバイダ等の協力を得て迅速に発信者を特定し、保護や救護等の自殺防止に係る措置を行っている。

(3) 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動

自殺のおそれのある行方不明者について行方不明者届を受理した場合には、当該行方不明者の迅速な発見に努めている。

(4) 自殺統計データの公表及び内閣府への提供

月別の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)について、毎月上旬に速報値、中旬に暫定値を警察庁ホームページで公表するほか、自殺統計原票データを内閣府に提供している。

(※ 別紙省略)

1 事件概要

受刑者兩名は、借金返済等に窮し、火災事故を装い死亡保険金を詐取しようとして、

○ 平成7年7月22日、受刑者宅において、車庫の床にガソリンを撒いてライターで点火して火を放ち、家屋に燃え移らせて全焼させ、風呂場に入浴中の女兒（当時11歳）を焼死させ

○ 同年8月22日、上記殺害事実を秘して災害死亡保険金を請求し、現金1,500万円の交付を受けようとし

た殺人、現住建造物等放火、詐欺未遂事件

2 受刑者

甲 ～ 男性（当時29歳）

乙 ～ 女性（当時31歳） ※ 上記甲の内縁の妻で、被害女兒の母親

3 刑事裁判経過等

平成7年9月10日 通常逮捕 (甲・乙)

平成11年3月30日 第一審 無期懲役 (甲)

平成11年5月18日 " (乙)

平成16年11月2日 控訴棄却 (乙)

平成16年12月20日 " (甲)

平成18年11月7日 上告棄却 (甲)

平成18年12月11日 " (乙)

平成21年7月7日 再審請求 (甲)

平成21年8月7日 " (乙)

平成24年3月7日 再審開始決定 (甲・乙)

4 再審開始決定理由の要旨（大阪地裁）

新実験に基づく新証拠を中心に請求人兩名の自白を検討したところ、放火方法という核心部分が科学的見地から不自然不合理な内容である。

請求人らと本件犯行を結び付ける直接証拠は自白調書と供述書のみで、自白以外の状況証拠によって請求人兩名を犯人と認定できない。

新証拠によって請求人兩名の自白の信用性が揺らげば、確定判決の有罪認定もまた動揺せざるを得ない。

※ 弁護側が、放火の再現実験を行い、受刑者の供述どおりであれば、ガソリンを撒いている間に風呂釜の種火に引火し、付近が火の海になるため、ライターで着火することが不可能で、放火ではなく車庫の車のガソリン漏れが原因で自然発火した可能性が高いと主張、自白どおりに放火することは科学的に不可能であるとの鑑定書を新証拠として提出していた。

1 趣旨

東日本大震災における対応を踏まえ、そのノウハウ・知見をマニュアル化するとともに、効率化・改善方策も盛り込んだ「交通規制実施要領」を策定し、大規模災害発生時の交通対策に万全を期する。

2 概要

(1) 交通規制の基本的考え方

- 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。
- 緊急交通路として規制する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小する。
- 通行を認める車両の範囲も、交通の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 通行を認める車両の取扱い

- 緊急交通路の通行を認める民間事業者の車両について、東日本大震災の事例も踏まえて例示する（注1）。
- 民間事業者の車両のうち、医療、重機運搬、道路啓開等に関する車両について、緊急通行車両同様の事前届出を導入する。
- 自衛隊車両等特殊ナンバー車両は、標章（通行許可証）の交付を省略する。

- (注1)
- ・ 医師・歯科医師、医療機関等の車両
 - ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等運搬車両、患者等搬送用車両
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - ・ 燃料を輸送する車両、路線バス・高速バス、霊柩車
 - ・ 食料品、日用品等を輸送する大型車等

(注2) ボランティア車両の取扱い等については、現在調整中

3 今後の予定

都道府県警察に交通局長通達を発出するとともに、関係省庁に同通達を参考送付する。

また、関係方面との調整を行い、その結果を踏まえて見直しを行う。

1 趣旨

首都直下地震が30年以内に発生する確率は70%であり、都心部を中心に甚大な被害の発生が想定されている。被害想定も踏まえ、災害応急対策を的確かつ円滑に実施することができるよう、交通規制計画案を定める。

2 交通規制計画原案の概要

(1) 基本的考え方

発災直後から現場措置により都心部への車両の流入禁止規制、緊急交通路の指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、関係都県調整の上、緊急交通路の指定等の交通規制を実施して、避難誘導、救難・救助、消防、緊急輸送等の災害応急対策に万全を期する。

(2) 緊急交通路の指定予定路線

- ・ 首都高速道路、東北自動車道、常磐自動車道等の高速道路等46路線。
- ・ 国道4号（日光街道）、20号（甲州街道）等の一般道路6路線。

(3) 緊急点検箇所

緊急交通路指定予定の可否を判断するため、発災後、橋桁等緊急に点検を行う必要性の高い箇所（1,859箇所）を選定。

(4) 交通検問所

- ・ 通行許可車を選別する交通検問所を288箇所選定（高速道路等150箇所、一般道路138箇所）。うち105箇所では、標章（許可証）を交付。
- ・ その他高速道路等の入路354箇所中、204箇所は閉鎖。

3 今後の予定

(1) 関係方面との調整を踏まえた修正

緊急交通路指定予定路線等について各方面の意見を聴取して原案の修正を行う。

(2) 交通規制訓練の実施

本年9月、関係都県警察と合同の交通規制訓練を計画。

(3) 他の災害を想定した交通規制計画の策定

東海地震など他の個別災害を想定した交通規制計画（案）を策定。

東日本大震災の反省・教訓を踏まえ、昨年11月以降、4回にわたって災害対策検討委員会を開催し、災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について全庁を挙げた検討を実施し、今後の方向性を下記のとおり決定。

1 「警察災害派遣隊」の新設

全国警察から直ちに被災地へ派遣する即応部隊と、長期間にわたって警察活動を行う一般部隊から成る「警察災害派遣隊」を新設し、大規模災害発生時における広域的な部隊運用を拡充。

(1) 「即応部隊」を最大で全国約1万人体制に拡充

広域緊急援助隊・約5,000人（※刑事部隊を約900人増）、広域警察航空隊・約500人、機動警察通信隊・約1,200人、緊急災害警備隊・約3,000人（※新設）で編成。自活能力を有し、大規模災害発生時に直ちに派遣。

(2) 概ね発災2週間以降に派遣する「一般部隊」を新設

発災から概ね2週間以降、捜索・警戒警ら、交通整理・規制、パトロール、相談対応、初動捜査等の様々な警察活動を長期間にわたって遂行する部隊を編成。「支援対策部隊」が派遣部隊のロジスティクスを支援。

2 業務継続性の確保

(1) 国家公安委員会・警察庁

首都直下地震の発生を見据え、従来の被害想定以上に警察庁庁舎等の被害が甚大である事態を想定し、国家公安委員会・警察庁における業務継続体制やバックアップ体制を見直し。今後、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」を早急に改定する予定。

（見直し項目）

○ 情報伝達・非常参集の迅速化

→ 情報伝達手段の確保、非常参集の環境整備 等

○ 業務継続態勢の見直し

→ 災害警備本部の体制強化、非常時優先業務の見直し 等

○ バックアップ施設の多重化

→ 警察大学校等の活用、既存施設のインフラ強化 等

(2) 都道府県警察

都道府県警察等における業務継続性を確保するため、警察庁からガイドラインを示して業務継続計画の新規策定を指導

3 防災業務計画の改定

これまで震災対策編の一部とされていた「津波災害対策」を独立させるとともに、避難誘導を始めとする警察措置を具体的に記述し、上記1・2の方針も含めて対策を体系化。

1 立法趣旨

新型インフルエンザ等は、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないこと等から、当該感染症の全国的かつ急速なまん延のおそれがあり、かつ、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であることから、新型インフルエンザ等に対する対策に関する事項について特別な措置を定めることにより、その脅威から国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済の安定を確保するための措置を的確かつ迅速に実施する必要があるため。

2 概要

(1) 発生前の計画等

- ア 行動計画の作成（政府、都道府県、市町村）
- イ 物資及び資材の備蓄、訓練、知識の普及 等

(2) 発生時の措置等

- ア 政府対策本部・都道府県対策本部の設置
- イ 水際対策の的確な実施（特定検疫港等における検疫の強化）
- ウ 登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施 等

(3) 緊急事態（国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態）発生の際の措置等

- ア 外出自粛要請、集会等の制限の要請・指示
- イ 予防接種の実施
- ウ 医療提供体制の確保（臨時医療施設の開設等）
- エ 緊急物資の運送の要請・指示
- オ 行政上の申請期限の延長 等

3 新型インフルエンザ等発生時の警察の措置

新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、検疫所、医療機関周辺等において、必要に応じた警戒活動を行うとともに、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の予防、取締り等に当たる。

4 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日

5 今後の予定

3月9日（金） 閣議決定

1 被害状況 (3/7現在)

死者：15,854人、行方不明者：3,271人、負傷者：6,025人
全壊：128,411戸、半壊：245,540戸、床上・床下浸水：35,930戸

2 警備体制

- ・ 発災以降、全ての都道府県警察から延べ91万人以上の警察職員を派遣
(岩手：約26万人、宮城：約34万人、福島：約31万人)
- ・ 最大時で約4,800人の警察職員を派遣し、3県合計で約12,800人体制を確保
(岩手：約1,400人、宮城：約1,900人、福島：約1,500人)

3 警察施設の復旧状況【1頁】(2/24現在)

- ・ 宮城県と福島県の警察本部庁舎は一部復旧
- ・ 58警察署4分庁舎のうち、33警察署3分庁舎が復旧(使用不能は3施設)
- ・ 交番・駐在所247所のうち、169所が復旧(使用不能は42施設)

4 信号機の復旧状況【2頁】(2/29現在)

滅灯した信号機(440基)のうち、街区が消失している箇所等を除いたもの(復旧させる必要のあるもの)は354基。このうち337基(95.2%)について既に復旧。

5 行方不明者の捜索状況【3頁】

- ・ これまでに延べ約55万人を捜索に投入。最近でも陸地(土中)、河川、海中、がれきの中から遺体が発見された事例があり、今後も集中捜索を継続予定。

6 身元確認の状況【4・5頁】

- ・ 被災3県の収容死体の全てについて検視等を完了。このうち、身元確認が済んだ遺体は15,308体(97.0%)であり、身元不明の遺体は478体。
- ・ 主たる身元確認の方法は、身体特徴所持品等が89.1%、歯牙形状が7.5%、DNA型検査が1.0%、指掌紋が2.4%。時間の経過に伴い、DNA型検査による身元確認や、DNA型親子鑑定を併用した身元確認の割合が増加傾向に。
- ・ 被災3県の身元確認済死体数のうち65歳以上の割合が56.1%。
- ・ 被災3県の死者のほとんどが溺死によるもの(14,308体：90.6%)。以下、焼死(145体：0.9%)、圧死・損傷死・その他(667体：4.2%)など。

7 行方不明者届の受理状況【6頁】

- ・ 警察への行方不明者届の内訳をみると、60歳以上の割合が68.3%と大部分を占める(60歳代：642人、70歳代：893人、80歳代：577人、90歳代：128人)。

8 被災地における犯罪情勢【7～9頁】(平成23年3月～平成24年2月)

- ・ 刑法犯認知件数は全国的に減少。特に被災3県の減少率が大きい。
- ・ 住民が長期間避難している原発周辺で空き巣等が増加(双葉・南相馬・田村の3警察署管内で空き巣が前年比835.7%増、出店荒しが前年比525.0%増)。
- ・ 無人となったコンビニ等に設置されたATMにも被害(被災3県のコンビニ等のATMで46件の窃盗事件が発生し、被害額は約6億6,900万円)